

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) . . . . . 1

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、別表第二の三〇及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>1・2 附則（略）</p> <p>3 平成二十九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、別表第二の二八から三〇まで、三二及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>1・2 附則（略）</p> <p>3 平成二十九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三〇まで、三二、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替</p>

別表第一（第一条、第四条関係）

六		一～四	貨物
(略)	(十八)・(十九) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 削除 (三)～(八) (略) (九) 削除	地域
(略)	(十)～(十六) (略) (十七) ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン	(略)	(略)

えるものとする。

別表第一（第一条、第四条関係）

六		一～四	貨物
(略)	(十八)・(十九) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) ビニリデンフルオライドの圧電重合体又は圧電共重合体 (三)～(八) (略) (九) 作動油として使用することができ、液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボンを主成分とするもの	地域
(略)	(十)～(十六) (略) (十七) ビニリデンフルオライドの共重合体、ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン	(略)	(略)

七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (十) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (十一) デジタル方式の記録装置 (十二)～(二十二) (略)	八	(略)	九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八) (略) (九) 削除 (十) (略) (十一) (七)、(八)若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 高速度の撮影が可能な映画撮影
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (十) 波形記憶装置 (十一) 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置 (十二)～(二十二) (略)	八	(略)	九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八) (略) (九) 秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品 (十) (略) (十一) (七)から(十)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置	一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 高速度の撮影が可能な映画撮影
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

七 一 ～ 二	(略)	貨物	地域	(略)	一一	(略)	(略)	(略)
					一二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 水中用の照明装置 (五)～(十) (略)		
別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)					一三 ～ 一六	(略)		

七 一 ～ 二	(略)	貨物	地域	(略)	一一	(略)	(略)	(略)
					一二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 水中用のカメラ又はその附属装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。) (五)～(十) (略)		
別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)					一三 ～ 一六	(略)		

二八	削除		
二九	削除		
三〇・三一	(略)	(略)	
三二	削除		
三三			
三四	(略)		
三五			

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

別表第七(第四条関係)

二八	ふすま、米ぬか及び麦ぬか	全地域
二九	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第九十八号)第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料	全地域
三〇・三一	(略)	(略)
三二	せん及びびならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が三〇パーセント以上の製材を含む。)	全地域
三三		
三四	(略)	(略)
三五		

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

別表第七(第四条関係)

二・三	(削る)	一	貨物の区分
(略)			
(略)			金額

三・四	二	一	貨物の区分
(略)	別表第二の二八、二九及び三三の項の中 欄に掲げる貨物	(略)	
(略)	円 一五万	(略)	金額